

義烈両公と幕府

但野正弘

みなさんおはようございます。今日は大変秋らしい、さわやかな日になりました。今日の講座で本年四回目になります。私に与えられた課題が『義烈両公と幕府』という課題であります。二代藩主義公、九代藩主烈公。この歴史上有名な二人の藩主が、徳川幕府とどのような関係をもっていたかを中心にお話して行こうと思っております。ただこれはお一人を取り上げてもなかなか一時間半では終わらない内容でありまして、また資料の方は沢山ありますが、これはあくまでみなさんの参考資料として、話もできるだけ簡略にまとめようと考えております。

先ず前半は「徳川光圀と幕府」ということでお話を進め、水戸義公と將軍の関係が、時代を背景にどのようにつながっていたのかを考えて参りたいと思います。

まずお手もとの資料の一番最初をご覧ください。義公の年表と、下に將軍と線が引かれた資料があります。ご存じのように、水戸義公は寛永五年、(一六二八)旧暦六月十日に誕生されています。このときの將軍が、三代家光であります。現在大河ドラマでも若い家光が活躍しています。このような時代に生まれたのですが、このときはまだ二代秀忠も存命中であります。ただし秀忠は義公の生まれる少し前に引退し、大御所として、ちょうど現在のドラマのような状態でした。そして家光が將軍になって五年後に義公が誕生するわけです。

以来、義公二十四才の時三代將軍家光が亡くなります。享年四十八才。ですから義公との年齢差は二十四才となるわけですが、一体どのような関係にあったのか、ここに系図を掲げご説明申し上げます。家康には十一人の子供がいます。このなかで、三男として生まれ、二代將軍になったのが秀忠。そして一番末の弟が水戸の初代藩主頼房であります。ですから秀忠と頼房は兄弟。そして夫々の子供として生まれた家光と義公は従兄弟いとこになるわけがあります。ところが従兄弟でありながら二十四才違います。親子ほどの違いがあります。

ですから義公が水戸の世子となり江戸に出ますと非常に家光から可愛がられます。そして九才の時元服し光国(のち光圀)と名乗るわけですが、その光の字は家光から頂いています。その他新しくなった徳川博物館にもおそらく展示されると思います。が、「文昌星ぶんしょうせいの銅像」という、北斗七星の星の一つである文昌星という学問を司る神様の銅像を家光から贈られております。

そして家光の次には家綱が將軍になります。ここはあとで問題になるのですが、

家光の長男が家綱であります。この家綱ですが、享年四十二才で亡くなります。そのあと継ぐのが家綱の弟綱吉であり、三十二才であります。引き算をしてみますと、綱吉は義公より十八才年下、関係を見ますと、家綱、綱吉ともに義公の従兄弟の子供であり、だんだん血の繋がりが薄くなってきます。これも一つの問題点にもなっているのですが、以上が義公と將軍家の関係のあらましであります。

ですから義公七十三年の生涯は、三人の將軍の時代に当ります。細かい系図等も確認しながらお話して行きたいと思っておりますが、本題の義公と幕府との関係を申しますと、これがなかなか複雑でありまして、こういった点に焦点を当てて行くか、非常に難しい問題であります。だいたい年代順に取り上げることにはしました。ひとつは殉死の禁止というものがあげられます。

自分の仕えていた主君が亡くなりますと、お側に仕えていたものが腹を切りあわせてお供をするといった風習がありました。幕府は寛文三年（一六六三）四代將軍家綱の時、武家諸法度を改正し、正式に殉死の禁止を天下に号令しています。

これは高校の歴史教科書にも家綱の一つの業績として出てきます。ところがこの殉死の禁止に至る、その前例として大きな力があつたのが水戸の初代威公頼房と義公親子であります。といいますのは頼房公が、寛文元年、（一六六一）の六月ころから、癰疽ようそという病気にかかります。この病気は体にできものができるのですが、特に悪性のものを癰疽とよんだそうです。肩や腰にできて非常に痛みも激しいそうです。これに頼房公がかかるわけです。そして七月二十九日、五十九才で亡くなります。

その亡くなる直前、義公に対して、「自分が死んだら必ず殉死をするものが居るであろう。私はこれを止めさせたいと思う。おまえの力でなんとか殉死をとめてくれ。これが私の最期の願いである。」というような遺言を残します。そこで義公は殉死をするであろう家臣の家を回るわけです。その一番の重要人物が、真木左京まきさけ三衛門きんぎょうなどを説得するわけです。義公は次のように説きます。

「殉死というものはシナの戦国時代に秦の穆王ぼくおうのような暴悪無知な人物が始めたものであって、仁人君子のするべきことではない。死せる人に益なく、生きる我に不忠也。生き残りに如何程か忠義を尽くし、死すべき時節に身

命をすてて、国の為に義を全く、名をなすこと武士の本意、亡君への忠義、いかでか是に過べき。今死しての益いかにぞや。道理の分かる者は、殉死を思いとどまったことを非難しない。無知な者の非難など気にすることはない。」

このような言葉で家臣の説得にあたり、頼房公の死後、一人の殉死者も出さなかつたということです。これは大変なことで、現に仙台に行きますと、伊達政宗、忠宗のお墓があるのですが、その政宗から三代あまでのお墓は、真ん中に大きな建物がありまして、これが政宗の墓とすると、その廻りに三列や四列になって、ずらっと同じ様な石碑が建っています。ところが四代目くらいからは、ポツンとお堂が建っているだけであります。といいますのも、両側の石碑は、あの世までお供する、殉死者のものであり、ある時期からこのようなものがなくなる。これは幕府による殉死の禁止の法令のためです。ですから頼房公また義公が殉死を思いとどまらせた。結果、幕府の法度により禁止にまでいたった訳であります。

ついでですので、殉死には三つの種類があることもお話しておきます。まず義腹ぎふくというもので、次に論腹ろんぷくそして商腹しょうぷくという三種類であります。義腹は本主に主君を慕っていて、あの世までもお供したいという忠義の心で腹を切るのが義腹であり、次の論腹は意地で腹を切るわけです。あいつにだけ忠義面をさせない。あいつも切るなら俺も切るというのが論腹であります。次が商腹であります。俺が腹を切れば、忠義の家臣と子孫が重く用いられる、といった算盤そろばんを弾くわけです。同じ殉死といっても色々な形がある。

そんなことより、生きて後の人のために尽くすことこそ忠義であるのだと、父頼房公より命をうけ義公が説得した事例があり、後には幕府の方針を大きく変えさせた一つの業績であります。

それから二番目ですが、これは京都の朝廷との関係で、次回の安見先生も触れることと思いますが、毎年春になると、京都より勅使や院使が江戸に参ります。勅使は天皇のお使いで、院使は上皇のお使いであります。そういった方が下向してきまして江戸城にて天皇のお言葉を申し上げたり、贈りものをしたりします。そのあと御三家にも勅使がやってきます。天皇からの言葉を伝えたり。太刀などを贈ったりするわけです。その勅使に対し御三家の例は、家老がお礼の使いとして派遣されます。伝奏屋敷というものがあまして、そこでお礼の言葉を述べるといふのを慣習にしていたわけです。ところが義公はこれはおかしいということで、藩主に就任した次の年、寛文二年に次のように言われています。

「官位ヲ拜任仕はいにんつかまつり 候者、上京参内さんない 無なレ之これなき 八可やレ有あるべき 事ニア
ラズ。況いはん ヤ勅使私宅へ被まレ参まいられ、御太刀頂戴仕つかまつり 候ヲ、使者ヲ以もつて
御礼申上ルハ、甚はなはだ 以もつて 不敬之至いたり、不なレ及げんごにおよはず 二言語げんごにおよはず 候そうろう。尾

州・紀州八御同心ことうしん コレナク候トモ、此段八大義たいぎ 二候間、御身おんみ 八向
後ごうご 定格ていかく ヲ御敗おやぶり 候トモ毎度御礼二御越おこし 可なレ被なレ成なるべし トテ、毎

年勅使ノ旅館へ御越被^レ遊^{あそば}され候。

(『義公遺事^{ぎこうじ}』)

すなわち義公は右近衛権中将に任じられており。また寛文二年の十二月には参議という位に就いていますが、本来ならばこのように任じられたときは、上京参内してお礼を申し上げなければいけないことだ。ましてや私宅に勅使が来られ太刀を贈られるのに、使いの者を出すのはあまりにも失礼ではないか。尾州や紀州は賛成しなくても、これは最も大切な道徳であるから、今までの慣習を破つても、自ら毎度勅使にお礼をいうため勅使の旅館に行く。ということが『義公遺事』に出て参ります。

これは幕府の慣習を否定するものであり、朝廷からお使いがきているのに、なぜ代理がでるのか。自らが出向いてご挨拶せねばいけないと、堂々と伝奏屋敷までご挨拶に伺った。それが水戸家の慣例になって行きます。またその意思の大きな表われとして次のような文章があります。

常々被^レ仰^おせられていわく、「御自身ノ人ニ御貴^{おんとう}マレ被^レ遊^{あそば}されモ官位也。

官位八貴キ者二候ハズ、禄^{ろく}重^{おも}キトテ、時ノ勢ニヨリ、自身二尊大^{そんだい}ニ
カマへ申候ハ、少モ手柄^{てがら}ニテハ無^レ之^{これなく}候。

人から責ばれるのも、朝廷から戴く官位によつてである。禄高の高い低いというのはその時節の勢いによつて増えたり減ったりするものであるから、少しも自身の手柄であるとは考えられませんよ。といったことを『義公遺事』に記しています。

なおこの年、寛文二年(一六六二)に義公は参議、別名を宰相という位と、兼ねて右近衛権中将という位に任命されます。そしてこの官位はいろいろなことがありまして、元禄三年に隠居するまで変わりません。もっと早くに権中納言になつても良いのですが、幕府との色々な関係があつたようです。

次が三番目ですが、儒者に蓄髪を命じます。これは先ほどの武家諸法度の改正に伴つて、条文のなかに儒者、医師、陰陽師を同等に扱ふという条文がありまして、義公はこれはけしからん、儒学というものは、いかなる立場にあるうともみな勉強しなければならぬ事だ。儒学を学ぶ者が儒者ならば私だつて儒者であるということでした。これにより幕府は寛文の武家諸法度において、儒者と医師・陰陽師を明確に区別します。

さらにこのとき義公は儒者が僧の様に剃髪したり、僧衣を着るのはおかしいではないか。儒者が剃髪したり、僧衣を着たりするのは鎌倉、室町のころ禅宗の僧達の間で儒教が盛んに行われたため、慣習にしたがい、そのような格好をさせられているだけである。それはいけないということで、武家諸法度に盛り込むことを幕府に申し入れるわけです。これは幕府に受け入れられませんでした。

そこで義公はまず藩の中から改革しようと思ひ立ち、延宝四年、(一六七六)、義公四十九才のとき水戸藩では、儒者に蓄髪を命じました。衣服も藩士と同等。そして藩における役儀、小納戸役であるとか書院番や大番といったものをあたえ、水戸藩士は全員武士であるといった立場をとり、学者という役職ではなく、それぞれ藩士として藩の役務に就くと同時に、それぞれの立場で、例えば彰考館の学者であれば大日本史の編纂に当たるわけですが、立場上は全員侍さむらいです。ですから助さんのモデルである、佐々宗淳はもとは僧ですが、還俗して大日本史の編纂にあたる。そのときはちゃんと水戸藩での役務を与えられる。そしてちよんまげを結って羽織袴という姿になるわけです。

このような状況に幕府は、はじめ何の反応も示さなかったのですが、五代將軍綱吉のころ、元禄四年、幕府の儒者林鳳岡(ほんふうこう)(信篤のぶあつ)、この人に蓄髪を命じまして、大学頭だいがくのかみ、これは朝廷の学問のこと、また学校の事などを司る役職ですが、それに就けました。そして僧の格好を辞めさせました。この儒者の蓄髪も水戸藩にて範を示し、大きく動かしたと云うことであります。

そしてもう一つ大きな業績である、將軍継嗣の問題があります。義公の最も大きな力を發揮する時代であります。この継嗣に関しては二つあります。五代將軍、六代將軍の時であります。先ず延宝八年(一六八八)の五月六日に將軍家綱が危篤状態に陥ります。しかし將軍家綱には病弱のため跡継ぎが居りませんでした。そのときに最も力のあつた人物が、酒井雅楽頭うたのかみ 忠清、絶大な権力を握っておりまして。この酒井忠清は將軍の跡継ぎを考えるに當って、鎌倉幕府の將軍を迎えた故事に習おうとしました。

かつて鎌倉幕府において、頼朝、頼家、実朝と源氏三代が將軍であつたころ、三代実朝が承久元年(一二一九)、鶴ヶ岡八幡宮にて暗殺されます。このとき跡継ぎがなかつたわけですが、二代執権北条義時は後鳥羽上皇の皇子を將軍として迎えようとしてました。ところが後鳥羽上皇が反対します。こまつた義時は頼朝の遠縁にあたる、当時まだ二才の摂家せつけ 九条頼経を將軍に迎えます。これを摂家將軍というのですが、わずかに二才の子供を將軍にするというのは、どこにその真意があるのかは皆さんお判りだと思ひます。それから五代執権時頼のとき、後嵯峨上皇の皇子宗尊親王を迎えました。

このような例をみて、酒井忠清は有栖川宮ありすがわのみや 幸仁親王を將軍に迎えようとしてます。これに関し『徳川実紀常憲院殿御実紀』、常憲院とは將軍綱吉のことですが、次のように書かれています。

「時の元老げんろうの申こと故、各おのこれに雷同らうどうせし中に、堀田備中守正

俊ほつたびつちゅうのかみまさとし 一人正議せいぎをとりて、正しき御血脈ごけつみやくの公達きんたちをす

て、いかに他より御後ごごを立たつる理ことばあらんと、詞ことばをばげしく申けるにぞ、人みなこれに服しける。……………そもそも忠清が親王家一人申下して虚位きょいを授け、をのれ権けんを専もつぱらにせん事、北条義時ほうじょうよしときがごとくせむと、はからひしものなりといへり。」

時の権力者の言う事なのでみな反対はしなかったのですが、老中堀田備中守正俊一人が、酒井忠清に対し正しい血統の人がいるのに、それを無視して他所から跡継ぎを求める事に何の理がありますかと言い、酒井忠清の考えを批判しました。これを聞いて他の人達も堀田正俊に賛同します。そもそも忠清が京都から將軍を迎えると言い出したのも、北条義時のように幕府を牛耳ろうとしたと『徳川実紀』には書かれています。しかし水戸の記録では違います。『桃源遺事』には次のように書かれています。

「大樹たいじゆ 家綱公御不例ごふれいもつての外ほかの時分、御機嫌伺ごきげんうかがいとして御三家の御方おんかた御城に御詰おつめ遊され候所に、御老中を以急もつてきゆうに御養君ようくんの御相談有これあり之これあり候処に、西山公の御決断にて早速相濟あいすみ、綱吉公御養君にならせられ候よし」

大樹とは將軍のことです、御病氣重態の時に、ご機嫌伺として御三家が集まり、老中酒井忠清より次の將軍について相談を受けたが、義公の決断により綱吉が將軍にきまつた、としか書いていません。しかし後の時代、江戸時代中期になります、石川久徴という方が『桃溪雑話とうけいざつわ』というのを書いていますが、ここに詳しく載っています。

延宝八年春の末より、嚴有公げんゆうこう御不例、五月六日夜に入はいり御大切に及び、御世継なきゆへに紀州中納言光貞卿みつさだきやう、水戸宰相光圀さいしやうみつくに、館林宰相綱吉たてはやしつなよし、甲府中将綱豊つなとよ、尾州中将綱誠つななり、紀州中将綱教つなりのり、卿、水戸少将綱條つなえだ卿を始として、老中等御寢殿ごしんでんに相詰あいつめ御養子如何いかにと有りけれ共一大事なれば、満座閉口へいこうす。

暫しばらく有て 光圀卿「歴々れきれきの會合かいごう大切の評定ひやうじやう、誰も存分を残すべからず 神君御骨折の上、天下を治め玉ひ、御子孫繁昌はんじやうのため、庶子しよしを二家或は両典厩りやうてんきゆうと定め玉ふ事、自然じねんの事あらん時大樹たいじゆに力を合せ奉り、又ケ様の砌みぎり相続せしめん爲なり。御養子誰と申に及ばず、御舍弟館林殿より外は有これあるまじ。天下にをひて手を指すものは候はじ」と言語さわやかに申させ玉ふ。満座まんざ尤もつともと同意どういす。

《 両典厩てんきゆう——左右馬寮うまりやうの長官 左馬頭さまたまのかみ（甲府綱重つなし）

家綱公が危篤の時、寢所の傍に御三家、老中達がずらつとあつまり次の將軍について相談していた、そこで義公は、大事な会議であるので皆心に思い残すことのないようにしましょう。まず私が思うことは、家康公が努力して天下を治められた時、子孫達が繁栄するようにと、庶子を御三家、両典厩と定めました。

皆さんご存じでしょうか、よく歴史の専門家が言うのに、御三家とは徳川宗家、尾張家、紀伊家の三家のことを指し、水戸家はこれに含めない、と言われております。確かに水戸初代藩主の頼房公は、兄弟の中でも末っ子でだいぶ後に生まれていくことから、その人物がある年齢に達するまでは、つまり七才で水戸藩主になるまでは將軍家、尾張家、紀伊家を以て御三家と考えていました。しかし頼房公が水戸に封ぜられてからは、尾張、紀伊、水戸を御三家といったのではないか。ですから義公もここではつきりと御三家とっております。

それから両典厩ですが、左馬頭、右馬頭に就く家柄であります。これは何のことはない厩番うまやばんの長官なのです。有名な左馬頭義朝など敵めしい名前ですが厩番の長官です。左馬頭に甲府綱重、右馬頭に館林綱吉です。この二人を指して両典厩とする。そして、家綱の弟が甲府綱重これが三男で、次男は早くに亡くなっておりまして、そして四男が館林綱吉です。

將軍家に何かあつた時は、これらの家から跡継ぎを出す為である。そして跡継ぎは誰かと言うのならば、館林の綱吉を置いて他にない。それでは兄の綱重はどうなのかと申しますと、この養子問題が起こる前に亡くなっています。そしてその子綱重もまだ幼いため、本来ならば綱重であります。亡くなっておりお子様も今だ幼い。そこで義公は綱吉が良いであろうということで、次期將軍候補として綱吉を推薦するわけです。そこに居る御三家、または老中たちもそれはもつともな意見であるということになります。

これにより將軍には綱吉が館林五万石から將軍家に入ることになります。まもなく五月八日に家綱が亡くなり、そして五代將軍綱吉が就任するわけです。このとき綱吉三十五才であります。しかしそこで次の問題が出て参ります。六代將軍の問題であります。將軍綱吉は今度は自分の跡継ぎを誰にするか。三十五才ですから当然考えるべき問題であります。そして次の將軍には自分の子供徳松を就任させようと考えました。このことを綱吉はやはり御三家に伝えるわけです。そうしますと義公は今度は反対します。

「……………西山公仰おあせられ候は、前甲府殿室相綱重公存生ぞんせいにて御坐候へば、嚴有

院げんゆういん殿家綱公御跡をば御相続有べき所に、逝去ゆへ 當大樹公綱吉公御家督

御相続なされ候。

左候得さそうらえば、今の甲府殿綱豊公綱重公の御子を御養君に被なされ、御世続およぎに御定め、徳松殿をは又甲府殿綱豊公の御養君になされ候てしかるべく候。直に徳松殿を御世続に被な成候義八、御尤ごもつともとは不な被な申候もうされすと仰おおせ候へども、その旨御用おんもちいなされず、徳松殿を直に御世繼に御定め遊ばし候由、誠に綱吉公御家督の砌みぎり八、西山公へ殊の外御懇ごねんごさに御坐候ひしが、右の御口上ごうじょうを綱吉公御不快に思召おほしめし候と相見え、その事となく、其ころよりして 西山公を御うとみそめ被な成なされ候よし。

さればにや何はの事御一生のうちくひちがひたる事のミにて御過し被な成候。西山公御末期おんまつごに到り、綱吉公俄にわかに御懇ごねんごさにならせられ候。此段如何成いかなる御事の候ひて、今かやうに被な成候やと人ミな申あえり。「結局家綱公の後は綱重公が家督を相続するところを、亡くなっていたため現在の綱吉公が相続なされた。であるから今度は兄の子甲府綱豊公を御世繼にして、自分の子供は甲府殿の養子とし、その次の將軍にするべきである。これは義公自身もやっていることですが、これが人の道でしょうというわけです。この意見を綱吉は用いませんでした。さつそく自分の子供徳松を後継者に決めてしまいます。綱吉は五代將軍になったころは義公とねんごろにしていました。六代將軍の件での意見が気に入らなかつたのか、義公を疎みはじめました。その後も二人は小さなことでも意見の食い違いが多数見受けられます。しかしなぜか義公が亡くなる前には綱吉は急に優しくなり、今ごろになってこれは一体どうしたのか。みな言っていたということが書かれています。」

そしてこの様な問題はまだありまして、延宝九年すなわち綱吉が將軍になった翌年ですが、紀州中将綱教と將軍の娘鶴姫との縁組みがあり、当時城中にて綱吉の側近牧野備後守が御三家当主へ、次のような相談を持ちかけました。

姫君の御方御幼少二候間、綱教君を御城の二丸にのまるへ御入、御婚禮有べきかの由よしなり。

西山公仰られ候ハ、「姫君の御方御幼少と申候えども歴々御附屬のもの御坐候間、紀州居屋鋪きよやしきへ御入おんいり候ても、御氣遣おんきづかい御坐有まじく候。御城同前の義と存候。それともに御氣遣に思召され候はゞ、姫君御成人なされ候まで御婚禮御延引ごえんいんあそばされるべく候。綱教事御城へ入いり候て、姫君御成人後御城を罷出まかりいで、居屋敷へ歸候半節かえりそうらはんせつのやうす、いなものにて可レ有レ之これあるべく候。」と仰られ候付、右の御相談相止あいやみ候よし。

すなわち鶴姫様はまだ幼いので、綱教様を江戸城二の丸に入れて、結婚させては

どうかということ、これに対し義公は、鶴姫様が幼少であるといつても、お側に仕える者が紀州江戸屋敷に入ればなんの問題も無いでしょう。江戸城二の丸に入れるのと何の変わりがありませんか。それでも心配ならば立派に成人してから結婚すれば良いでしょう。綱教公が鶴姫と結婚するからといって江戸城に入って、成人したから紀州屋敷に帰るといふのも可笑しな話ではありませんか。

ということですが、実はこれには裏があります。もし六代將軍候補の徳松に何かあったとき、跡継ぎが居なくなるわけです。そこで鶴姫という徳松の姉を綱教と結婚させれば、江戸城二の丸というのは次期將軍候補が生活する場所なので、小さい内から結婚させて、江戸城において生活させれば、もし徳松亡き後も將軍候補がいる、といった腹があつたのではないかと考えられます。しかしこのような考えも義公の意見により、綱教を二の丸に入れ將軍候補にすることが失敗に終わったという話が伝わっております。そして天和三年（一六八三）閏五月二十八日徳松が五才で病死し次の問題が出てくるわけです。

貞享年中、城中で御三家対座の節、牧野備後寺が、將軍の後継養子の相談を持ちかけました。

これを聞いた義公は「其段は上意じょういに候哉」と問うた。備後守は「上意にて八無はつむ御坐ごま候。私の了簡りょうけんのよし」を答えた。すると義公は「御養子の事、おそからざる事に存候。未いままだ大樹公御年も若く御座候間、若君御出生なされまじき事とも不レ存候。萬一若君御出生なく候て、御養子あそばさるべきと思めし候はゞ、甲府宰相編書公在レ之候。もし理りを非ひに御まげ甲府宰相いやと思召候はゞ、尾州中将網誠君在レ之候。これをも理りヲ非ひに御まげ、尾州中将をいやと思めし候ハゞ、紀州中将網教君在レ之候。是をも理りを非ひに御まげ、紀州中将をいやと思召候ハゞ、不器量ぶきりょうには候得共、世忤せがれ少將網條君これあり候。旁かたがた以もつて御養子の事、遅からざる義と存候」と仰られ候えば、備後守口くちをとちて後はとかふ申されず候よし。

ここで俗説ですが、將軍後継に際し、尾州、紀州は後継者の養子を出せるが、水戸は將軍後継の相談には預かつて、養子を出せないと言われております。ところがこれによると、甲府宰相などの後ですが、水戸家からも候補者をあげています。もし水戸から養子を出すことが出来ないのであれば、義公もここで水戸家から候補を出す訳がありませんから、このことから私は俗説に対し、水戸家もまた將軍家の御世継を出せる家柄であつたと解釈しても良いと思います。

そして本文に戻りますが、義公は將軍もまだお若いので跡継ぎが出来るかもしれない、また甲府宰相をはじめ候補者は沢山いるのだから、そんなに慌てるなどおつ

しゃつたため、牧野成貞も口を閉じて養子の事は言い出さなくなつたということだ。結局この後も綱吉には男の子が生まれず、それが貞亨二年に出される生類憐みの令に繋がって行くわけだ。

母の桂昌院が浅草の知足院隆光に、「將軍様は戌年にお生まれになつたので、生き物、特に犬を大切にしなければ男の子は生まれません」と言われてこのような法律を定め、ついに綱吉は死ぬまでこの法律を改正しませんが、男の子は生まれません。そして結局綱吉は宝永元年（一七四四）に甲府宰相綱豊を養子に迎え、宝永六年（一七九九）將軍綱吉病死にともない綱豊が六代將軍家宣となります。

この五代、六代の將軍継嗣問題も義公の思い描いたように進みます。もちろん將軍家の記録である『徳川実紀』では五代將軍継嗣の時には堀田正俊が中心になつたと書かれておりますが、水戸ではそうではなく義公がこのように行つたのだという記録が残されています。このようにこの時代、御三家の一つとして義公が活躍したことをうかがわせる事件でありました。

次に義公の幕政批判の事例をいくつかご紹介いたします。

この時代の義公が関わつた大きな事件として、城中刃傷にんじょう事件があります。貞亨元年（一六八四）八月十五日、大老堀田正俊を若年寄稲葉正休が私怨により、江戸城中で刺殺するという事件がおきました。この直後すぐに稲葉正休も取り押さえられ殺されるのですが、ある一説によると稲葉正休に刺されたあと、堀田正俊にはまだ息があつたといわれています。

もちろんこの事件は江戸で大きな問題になりました。真つ昼間江戸城で若年寄が大老を刺すといった大きな事件の起つたその日、義公も江戸城に登城しています。が、帰城の通りの様子を記した次のような史料が残っています。

「綱条つなえだ公及び御連枝れんしの御方をも御同道被レ成なされ、直に石見守いわみのかみ
（註、稲葉正休）館やかたへ御寄、内室ないしつへ御懇ごねんころ二悔くやみを被レ仰入おおせ
いれられ候處二、近き親類衆の外は誰も訪とひ申さるゝ人無レ之これなく候よし。筑前
守ちくぜんのかみ（註、堀田正俊）八権威けんい甚しき故にや、見舞申さるゝ人、門前
に市いちをなし候よし。」

義公のお考えでは、確かに堀田を刺した稲葉も悪いが、そこでしつかりと事情を確かめた上で、稲葉に対して処置を行うべきであろう。またその時点では堀田に息が有つたというではないか。にもかかわらず、有無を言わず稲葉を殺してしまふ幕府のやり方に大きな反発を義公は感じたのでしよう。加害者である稲葉の家族は、これから加害者として肩身の狭い思いをして生活しなければならぬ。一方堀田の家は沢山の見舞にも人が訪れている。その加害者の家に行き、夫人に丁寧なる

挨拶を申し述べている。このあたりが義公の反骨精神とでも申しましようか、他の人が行くから自分も行くというように、人に流されない。こういった性格を良く表わしている話であります。

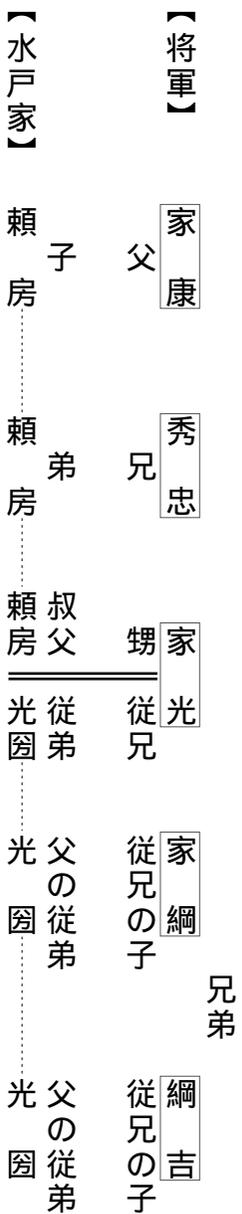
またもう一つ生類憐れみの令に対する批判があります。詳しいことは申し上げませんが、ある日、義公が江戸城登城の折り、御三家の人々列座の中で、老中阿部豊後守正武に対し、次のように発言しています。

「上うえにて生類しやうるいを御憐おんあわれニあそばさるゝ事は、人を御あはれニの余りをもつて、生類までに御およぼしの事と存候。しかしながら、過あやまち有時あるとき八人すら御仕置おしおきまに仰付おあせつけられ候。いかにはんや生類の咎とがあるをば御殺し被成なされまじくとや。尤もつともとがなき者をば生類たりともみだりに殺し申まじき事に候。

これに依よじて、手前の屋敷へいたづら犬参り、悪事をいたし候をば申付もつしつげ、殺させ候」

はつきりとした生類憐れみの令批判であります。幕政批判の事例は幾つか有りますが、これも一つの例としてお話ししておきます。

次に義公と幕府との関係を見ますと、本家と分家との血縁が少しずつ薄れて参ります。そこで肉親の情愛というものが段々と薄れて行くわけです。資料を見ますと。



家光までは従兄弟いとこだから良いのですが、家綱、綱吉になりますと従兄弟の子供になつてくるわけです。段々と肉親の情愛が薄れて行くと同時に、幕府は権威の確立を目指して行きます。幕閣、老臣の意識の変化がおきるわけです。家綱時代に於いては保科正之、酒井忠清。綱吉時代に於いては、堀田正俊、柳沢吉保などが実権を握ります。そして御三家の人々などをとめて遠ざけてゆきます。幕府お抱えの儒学者林鷺峰がほうや林鳳岡ほうこうなども幕府の権威、権力の擁護に力を入れます。しかし義公は、將軍を宗家として敬いつつ、主君としての天皇への忠誠を実践して行きます。

「御三家の御威光ごいこうの衰おとろえ申さず候儀、畢竟ひつきやう上うへの御為と思召候御心こころなり。」 『桃源遺事』

「我が主君は天子也。今將軍八我が宗室（宗室と八親類頭也）」(同右)

御三家の威光が衰えるのは宗家の威光が衰えるのと同じである。義公はこのような見解のもと御三家の威光を衰えさせないよう務めます。その一方で家臣達には我々の主君は京都に居られる天皇であると教えます。つまり將軍家は宗家として、天皇は主君として敬う。そこを取り違えてはならないと家臣達に教えて行きます。あまり時間が無くなってきましたので、大急ぎで烈公の方へ話を移して行きたいと思えます。

烈公に關係する將軍は四人。十一代家斉（いえなり）、十二代家慶（いえよし）、十三代家定（いえさだ）、十四代家茂（いもち）が烈公時代の將軍です。十一代家斉の時代は、烈公が部屋住み時代また藩主に就任したてのころ、十二代家慶の時代は烈公が最も華々しく活躍し、また隠居謹慎を味わった両極端の時代であり、十三代家定の時代が五年間、家茂の時代が二年間と、この四人の將軍の時代が烈公の時代に当ります。

そこで烈公の幕府に対する基本姿勢ですが、九代藩主に就任するのが文政十二年、兄の斉脩（なりのおぶ）が亡くなって九代藩主に就任します。この藩主就任も色々と問題があつたのですが、ここでは省略いたします。ただそこで気をつけてほしいのですが、烈公の正式な記録として『烈公行実』というのがあります、

11 / 18 「大將軍文恭公（ぶんききょうこう）に謁（えつ）す。尋（もと）て從三位（じゆさんみ）に叙（じよ）し左近衛權中將（さこのえのちんぢゆうじょう）に任ず。明年參議（さんぎ）に拝（はい）す。」

（『烈公行実（れっこうぎょうじつ）』原漢文）

12 / 18 「水戸の敬三郎のかた元服をくはへらるゝにより御対面あり。御一字をまいらせられ。從三位中將に叙任し齊昭卿と称せられ。……………」

（『続徳川実紀』文恭院（ぶんきやういん）殿御実紀）

12 / 18 「公登營（とえい）、將軍文恭公（ぶんききょうこう）（註、11代家斉（いえなり））に謁（えつ）して首服（しゆふく）を加へ、將軍の偏諱（へんき）並に佩刀（はいとう）を賜ひ名を齊昭（なりあき）と更（あ）む（ら）む（た）。是日從三位に叙し、左近衛權中將に任ぜらる。

後天保元年十二月朔參議に拜し中將元の如し

同八年八月十三日權中納言に任ぜらる

（『水戸藩史料』別記卷一）

の記載があるため、烈公が左近衛權中將に任じられたのが十一月十八日であると誤解されている方。またそのように書いてある本も出ていますが、傍線の部分「尋て」とありますが、これは翌月という意味であります。と言うことで十一月十八日には將軍に会つただけで、叙任を受けたのは十二月十八日になるわけです。この『烈公行実』を史料としてお使いになるとき、「尋」という一字に気をつけて下さい。

文政十二年十二月十八日に水戸九代藩主に就任します。そして就任して間もなく、幕府に対し建白をしています。ところで、寛政の改革で有名な松平定信を幕府に推薦したのは、祖父文公であり、その定信が改革に失敗し在職六年で罷免され、その後本多忠篤たたくず、松平信明が継承し（文化の治）たのですが、十一代將軍家斉の時代は奢侈放漫の政治が行われ、その元凶として老中水野忠成ただあきらという人物が実権を握ります。この男はすごい男で、

「上位に迎合げいこうし寵遇ちやうぐうを固くし、又下しも対しては恩を売り官を鬻ひぎぎてあくことを知らず、佞媚ねいび賄賂わいろを自ら風ふうを成して、文政ぶんせいの末すえには綱紀こうき大に弛ゆるみ、禍機かき既に胚胎はいたいしたりき。」

「有為ゆうゐの資しを以て親藩三家の位地いちに立つ、豈あに一日も幕府を輔翼ほよくして衰態すいたいを挽回ばんかいするの意なからんや。」（『水戸藩史料』別記巻二・以下同）

上には良い顔をして、官職を与え下には恩を売って、賄賂などが横行して、文政の末頃には風紀が乱れ災いの兆しが見えてきたということです。

そこで烈公は自分は御三家の一人として、幕府を助け何とかして良くしよう。そのために大いに力を尽くそうではないかと決意するわけでありました。しかし幕閣のなかにこれといった人物がいなかった。水野忠成に強くもの申せる人物がいなかった。そのうちやがて大久保忠真、この人は小田原の城主でしたが、見出ししてこの人物を通じて幕政改革に烈公は乗り出します。そして天保元年（一八三〇）十月十八日『寛政条目』、これは天明八年十一月一日、祖父文公が登城の折、上意により老中松平定信から受け取った『老心得十九ヶ条』のことで、このなかから十五条、十六条を抜粋して認めた書簡を大久保忠真宛に送り、水野忠成の罪を正すように勧告したものであります。

「御執政しつせい水野羽州うしゅうの為レ人ひととなり、内貪ないどん。外廉がいれん。詐誉さよ取名とくめしゅめい。竊公せつこう為恩せい。令上下昏れいじょうこん。飾躬正顔しよくきゆうせいがん。以獲いか

高官こうかんと申致方もうすいたしかたにて天明八年の御達書あたっししょに合せ候得八

一々相違致そういいたし公に賄賂わいろヲ取受候事を初はじめ統すべて故田沼たぬま之不正よ

りも甚候。……三家溜詰たまりづめ八老中之不正を言上ごんじょう候役に有レこれあ

り之候得バ……我等愚昧ぐまいにても三家に被レ仰付おあせつけられ候から八上の御為

に不レ成事ならざることに八身を捨候ても言上致度いたしたき心底しんていに候……速に姦人

かんじん共ともを嚴重ならざることに被レ仰付おあせつけられ正直の人を御拳被レ遊あおげあそばされ諸もろもろ之役

人之上に被レ指錯さしおかせられ天下の人に御政事之正ただしき事を御見せ被レ遊あそば

され候様致度存候いたしたくぞんじそつう……」

簡単にいえば名誉を偽ったり、公の権力を使って人々に恩を売ったり、上辺うわべを飾って腹の中では何を考えているか解らず、高い官職を得たり、人前での賄賂が横行したりしている。この状況はあの有名な田沼の不正よりも悪い。私も御三家の一員として將軍のために尽力しますので、悪いものは悪い、良いものは良いとして速やかに体制を立て直し、正直な人物を登用して、世の人々に正しい政治の在り方を見せる必要がある、と意見されるわけです。それに対しての大久保忠真の返答は、(要旨)

烈公の意見書を読んで、私も心から敬服しましたが、水野忠成は卑賤ひせんより身を起こして世渡りの知恵にたけており、且つ権謀術数けんぼうじゆつすうに富んでいて、彼の与党よとうは幕府の内外に広く存在する。従って社鼠城狐しゃそじょうこ(誰も手を出せない神社の鼠ねずみや城に巢食っている狐きつね)と同様で、罪状を挙げて罷免することは極めて困難であります。

となっており、忠真は烈公の意見を聞き敬服するわけですが、水野は権謀術数に長けており、幕府のなかにも与党が多く、社鼠城狐、神社にいる鼠は手を出せないのですね、また城に巣くう狐も同様であり、罪状を挙げて罷免するのは、権威を駆使して言い逃れをするので極めて困難であるということです。この返答に、烈公もしばらく機会を待つわけです。やがて天保五年二月水野忠成が死去し、大久保忠真は烈公に一通の書簡を出します。

「当春有一虎ゆういつこ泉下せんかへ客となり候へ共、如二前書一ぜんしよのごとく余毒よどく充満いたし居候。……………」

「乍レ憚はばかりながら水府の儀八一層御国政御美事おんびじ多相伺候。後宮こうきゅう之御取締を始はじめ總而そうじて令行れ、禁止候御事一々不レ及二申述一もうしのぶるにおよばず、実以もって感服仕候、御羨敷儀おつらやましきぎ御座候。……………」

忠成は亡くなったとはいえ、幕府のなかにまだ彼の息のかかった者も沢山あり、まだ手が出せぬ状態であります。また別の書簡ではかなり胡麻をすっていますが、水戸様は素晴らしい政治が行われていますが、幕府は思うに任せませんよ、水戸様は羨ましいですね。と書き送っています。

又烈公は次に幕府に対し経済に関する建議も行っています。後宮つまり大奥の奢侈抑制。廃田荒地の植樹。府下の常平倉、飢饉等に対応する倉ですがこれの設置などであります。このなかでも特に廃田荒地の桐の木の植樹をとりあげて紹介しましょう。烈公は面白い意見を出しています。

1 村 20 軒として 1 軒 桐 10 本 植え 20 × 10 = 200 本
10 年 目 切 取 り 1 本 100 疋^{びき}と 見 込 み (1 疋 = 錢 10 文) 100 疋 × 200 本

|| 20000 疋

20000 疋 × 10 文 = 200000 文、

1 両 = 錢 4 貫 (4000 文) 200000 文 ÷ 4000 文 = 50 両

50 両 の 内 5 分 の 1 = 10 両 百 姓 へ

5 分 の 4 = 40 両 幕 府 の 益 金、 1000 村 で 4 万 両 ・ 10000 村 で

40 万 両

このような計算で行くと十年後には四十万両のお金が入るということを建議するわけです。これに対する忠真の返答は

「桐樹^{きりじゆ}之植付等、夫々^{それぞれ}御考御算^{ごさん}等、驚人^{おどろきいり}奉^レ存候、処置次第事の成^{なる}と不成^{ならず}と八黑白之違、可^レ惜^{おしむべき}義^ぎに御座候……………」

烈公の計算には驚きました。これが出来たらいいですね。と返答しています。烈公はこのような具体的な案を幕府に申し立てていたわけです。しかし、実現はしませんでした。

次に『告志篇』による藩内諸臣への教諭であります。烈公が初めて水戸へ帰国したときに表わしたもので、これが烈公の基本的な考え方になるわけです。

「……………されば人たるものかりそめにも、神国の尊きゆゑんと、天祖^{てんそ}の恩賚^{おんたく}おんらいとを忘るべからず。又かりそめにも、東照宮の徳沢^{とくたく}をゆるがせに心得候ては、不^レ相^{あひすまざる}濟^{さる}事と存候。我等愚昧^{ぐまい}にして士民^{しみん}の上に立べき者にあらねど、祖先の余蔭^{よいん}により、天朝^{てんてい}及び公辺^{こうへん}の恩沢^{おんたく}に浴^{よく}し、乍^{ふし}不^レ肖^{しょう}三位^{さんみ}の尊^{とう}を汚^{けが}し、三家^{さんけ}の重きに列^れして、天下の藩屏^{はんびん}とも相成^{あいにり}居^{あり}候上は、乍^あ不^レ及^{およばず}ながら国家を安定し、士民を撫育^{ぶいく}し、本^{もと}に報^{むく}い恩^{おん}を酬^{むく}い申度^{もうしたく}、日夜心をつくし候事に候へば、各^{おの}も我等の心を推察^{おし}いたし、面々^{めんめん}の身分を考へ、夫々本^{もと}を思ひ恩を酬^{むく}い候様心懸^{こころがけ}可^レ申^{もうす}べく候。……………」(日本思想大系『水戸学』)

「……………切きて又人々天祖・東照宮の御恩を報むくんとて悪あしく心得違ちがひ、眼前の君父をもさし置おき、たゞちに天朝てんちょうへ忠を尽つくさむと思はゞ、却かえって僭乱せんらんの罪のがるまじく候。……………」(同)

自分はこういつた気持ちで、朝廷に対しては三位、幕府に対しては御三家という立場で人々のために尽くしたいと考えている。そして重要な眼前の君父をもさし置云々。忠誠を行うのであればしつかりと順序をふめ、これが後に大きな問題、天狗、諸生の問題に発展してゆきます。

元治元年（一八六四）五月二日、大洗の岩舟山願入寺に集合した弘道館の文武諸生、いわゆる諸生党の宣言書（天狗党弾劾文）に

「先君烈公告志篇を著あらして広く士民へ諭さとし玉ふ、……………眼前之君父を指置さししおき直ただちに天朝公辺へ忠を尽さんと思はゞ、却て僭乱之罪遁のがれ間敷まじき旨を述させ玉ひし事、我藩の臣子たる者何いずれも心得可べき罷在まかりあるべき事に候所、近来狂暴きょうぼうの士民等尊王攘夷そんのうじょうい之名なを借て累代るいだい厚恩こうおんの君上うくんじょうを指置き、各おの身の分限ぶんげんを忘れて、……………」

これを引いていわゆる天狗党に、貴方たちは烈公が『告志篇』にて、「眼前の君父をさし置直ちに天朝公辺へ忠を尽くさんと思はば、却って僭乱の罪逃れまじき。」と教えているのに、尊王攘夷の名の元、幕府の兵と戦ったりすることは、烈公に対する不忠ではないか。と攻撃したのがこの諸生党であります。

しかしここで考えなければならぬことは、この『告志篇』が書かれたのが天保四年、戦もない平和なときです。しかし元治元年は非常時でありますから、平和な時代に説かれた烈公の教えを、そのまま移して考えることは無理なことなのです。烈公は非常時であつてもこうするべきだとは言っていません。ですから平時と非常時の『告志篇』の捉え方に大きな隔たりがあつたのではと考えられます。ただ烈公は幕府に対して非常に気を使う方です。幕府をたてるため一生懸命努力します。時間が無くなってきましたので大急ぎで一つの例をあげますが、江戸城西の丸火災の時、幕府に対し材木一万本を献納しています。

「是より先き公悪夢あり。大城の災わざわいを慮おもんばかり、……………郡奉行こおりぶぎょう吉成信貞よしなりのぶさだ等をして、預あらじめ材木を備へしむ。未だ幾いくばくもあらずして、西城災に罹かかる。公、即日材を献たてまつり、陸続りくぞくとして途みちに載のみつ。幕府其の神速しんそくに驚く。」(『烈公行実』)

これは凄いことで、即日水戸領から命じて蓄えておいた材木が運ばれ、幕府はその早さにおどろいたという記録が残されています。

そうした烈公に、荣誉と嫌疑つまり運命の分岐点が訪れるわけです。

まず最初に榮譽の方ですが、天保十四年（一八四三）烈公四十四才の三月十八日に江戸に行き、將軍のお供をして四月十七日から二十三日まで日光廟參詣をしています。そして五月十八日命を受け登城しますと、水戸の改革が立派に進んでいるということと將軍から表彰されています。これは烈公にとって得意の絶頂期ですね。帰り道意気揚々と今の千葉県を通って帰って参ります。翌年、この年は弘化元年に変わるわけですが、第五回目の追鳥狩の大演習を行っています。この時には七郎麻呂も陣羽織を着て演習に参加します。

しかしこの年の四月十六日烈公に対する七箇条の嫌疑がかけられ、水戸藩の家老が老中阿部正弘に色々説明するのですが聞き入れられません。そして同年五月六日烈公は謹慎を命じられ、家督は烈公の子供鶴千代麻呂、名を改め慶篤、十三才で相続します。榮譽と嫌疑をわずか一年の間味わいます。この謹慎は同年十一月に解除になるのですが、藩政への関与は認められません。しかしそのような中でも烈公は『明君一斑抄』を書いて老中阿部正弘に送っています。

「大意は、仁^{じん}を以て本とし、奢侈^{しゃし}を禁じ、人言^{じんげん}を用ひ、刑^{けい}いは刑なきに期し、治に乱を忘れず、異端^{いたん}を排し、戎狄^{じゅうてき}を攘^{はら}ふべし等、当今の急務を言ふ。正弘の答書に、公の誠忠を称し、且^{かつ}言ふ、其の書既に大將軍に呈して覽^{らん}を閲^へたりと。」（『烈公行実』）

そして嘉永二年、烈公の藩政参与が認められます。やがて嘉永六年六月三日米国東インド艦隊司令長官兼遣日特使、マシュー・カールブレイス・ペリーが浦賀来航。同年七月三日幕府、烈公に幕政参与を命じ、隔日登城、海防の議に参与せしむ。同年十二月十五日幕府へ予てより準備していた銅製大砲七十四門を献納します。この大砲は常磐神社義烈館のまえに展示されている大砲と同じものです。七十五門制作し、内七十四門を幕府に納め、残りの一門が展示されている大極大砲です。これは飛距離は数十メートルでしょうが、これは飛ぶ飛ばないとは違い、心構えの問題ですよね。

そして安政元年三月三日、日米和親条約締結。同年に日章旗を日本国総船印に決定します。これは幕府の案では、幕府の船印は白地に赤。日本国の船印は白地に黒と考えられたのですが、これに烈公また島津斉彬^{なりあきら}公などが、とんでもない、我が国では古来より白地に赤の旗を使っているものであり、幕府の方こそ白地に黒で良いのだと意見し、日本の旗は白地に赤と決定しました。ですから日本の旗の生みの親は烈公であるとお考え頂いても間違い無いとおもいます。

また安政三年には水戸藩建造の洋式軍艦旭日丸が竣工し、幕府に献納されます。はじめは厄介丸とか言われたようですが、この旭日丸は、あまり深く研究されてい

ないのでわかりませんが、明治のころまで活躍したようです。非常に立派な船であると言われています。

次に当時の烈公の尊王攘夷論、烈公の攘夷論は途中で変わったのではないかと、といわれておりますが、これは理念としての攘夷論と施策としての攘夷論は違うわけで、理念としては日本という国を独立国家として維持して行くためには、それを脅かす外国に対し、武力であれ思想であれ排除して行く。それを行わなければ日本を独立国家として守って行けないのだ。これは理念としての攘夷論であり、施策としては港に来る外国船を打ち払う。また港を閉鎖するといった行動は施策としての攘夷論であります。

ある時期までは理念と施策は一致してきたのでありますが、日米和親条約などの条約が結ばれ外国船が港に入ることが許される。条約が締結した以上、施策として外国船を打ち払うことが可能なのか、こういった事に烈公自身も疑問を感じます。それに対応する方法を考えなければならぬ。ですから表向きは理念としての攘夷を主張してゆきますが、心のうちでは大きく変わって行きます。施策としての攘夷には変化が生じます。それは越前福井藩主松平春嶽の述懐『雨窓閑話稿』にできます。

春嶽「今日の景況けいきょうを以て考ふれば、後來攘夷は六ヶ敷もの也」と御答申たり。

烈公「私も同様の考なり。尊王と申て只ただ々帝室を尊ぶべきばかりではなし。

主上しじょうの御親裁ごしんさいになりて徳川は將軍を辞し、役人は旗本譜代ふだい大名なま斗ばかりりではとても維持しがたし。各藩の人々を撰えらみ、人材を拔擢はつてき

して役人とすべし。攘夷はとても六ヶ敷もの也。第一外国の大小炮ほうにして軍備十分相整ひ、ことに外国は皆日本ごとき小国にあらず、其上昔の武田流のごとき迂遠うえんなる軍備にては戦争しがたし。夫よりは一層外国と貿易する方得策とくさくといふべし。私の愚考は如レ斯かくのこと………」

烈公はすでに大政奉還を考え、外国と貿易する事も考えているわけです。ただし外国が日本の港にやってきて、無理やり港を開かせ不利な条約を結ばされ貿易をするのではなく、貿易は良いけれど、日本の港で待っているのではなく、日本から外国の港に出向いて貿易をすれば良いではないか。そのためには外国の事をもっと知らなければならぬ。ですから私をアメリカ、ヨーロッパへ派遣してくれと幕府に申請を出すわけです。これが安政四年、それまでも何回か出しているのですが、正式には安政四年十一月に米国渡航の提案を幕府に出しています。

しかし幕府の堀田正睦は、烈公は極めて良くない人だという批評をして、それが

水戸藩の重臣に伝わり、内々にその建白書を取り下げるといふ結果に終わります。しかしこの時烈公が渡航していたのであれば、歴史に「イフ」「もし」といふのは禁物なのですが、烈公はこの頃東湖先生に近々欧米に派遣するかも知れないと言っておられます。ですから東湖先生が欧米に渡り、烈公が安政四年の建白に基き欧米に渡っていたのならば、世の中は大きく変化していたはずですが。また徳川は將軍を辞し役人は各藩の人々を選んでいたとしたら、明治維新はもっと早く行われていたことでしょう。烈公は幕府の事を思い、幕府に提議して行きながらも、幕府の人々に潰されて行くわけです。そしてそれが烈公の処罰と安政の大獄へつながって行きます。

安政五年（一八五九）六月十九日、日米修好通商条約に調印。同年六月二十四日、烈公自ら不時登城し井伊大老を面責します。そこで良く言われることは、烈公と井伊大老が大激論を戦わして、結局井伊大老が烈公を言い負かしたと言われていますが、そうではありません。烈公が次々と厳しい意見を言いますと、井伊大老は申し訳ありません、申し訳ありませんとしか言いません。これは慶喜公にも同じだったそうですね。特に言い訳らしい言い訳もせず、申し訳ありませんとしか言わない。このような会話では、ある意味、のれんに腕押のようになってしまします。それでいて同年七月五日には烈公に対し、非常に厳しい禁固、急度慎きつとつしみを打ち出してきます。

そして同年九月から安政の大獄がはじまります。これは井伊の家来長野主膳らの、水戸陰謀説によりはじまります。調印反対も一橋慶喜を將軍にせよという意見も、烈公が京都や各大名、有志などに入れ知恵をしたからである。その陰謀の裏付けをとるため、水戸藩に關係する人々を逮捕して行くわけです。それが百数十名にも上って行きます。そして安政六年烈公もまた、国元永蟄居えいちっきよ（終身刑）の処罰を受けます。やがて万延元年三月三日桜田門外の変で井伊大老が水戸、薩摩の浪士に殺されます。しかし同年八月十五日に烈公もまた水戸城中で心臓発作のため亡くなります。一説には彦根の者が潜んでいて、烈公を刺したとも言われていますが、やはり心臓発作が死因でしょう。早い時期から烈公も心臓を痛めていたようです。

最後に烈公の精神について触れておきたいと思いますが、『烈公行実』に

「公は忠孝の大節を秉とり、天朝を尊び、幕府を敬うやまひ、正歳せいさい闕けつを拝

しえいに詣まいる等の諸礼儀の如きは、尽ことごとく義公の家訓に遵したがふ。凡およそ

上表は必ず盛服稽首せいふくけいしゆして、翰かんを執とりて之を書し、人をして代らし

めず。大事ありて幕府に建議するときは、必ず躬親みみずから草そうを起し疏そを作

り、之を老中に投ず。故に群臣、執参近侍しつさんきんじと雖も、皆其の言ふ所、何事たるを知る事能あたはざるなり。」

と書かれています。実はこれは良い面と悪い面があるわけです。烈公自身の責任のもと、重要事項を処理してきたというのは良い面ではありますが、ところが自分だけが解っていて建白などをしていきますから、回りの者が知らされていないところに、烈公の真意を汲み取れないことが多い。そこに水戸の色々な問題が起きてきた原因があるのではないでしょうか。機密に属することは除いて、幕府にこんなことを言つてやったよ。こんな建白を出してやったよ、といったことを家臣に何らかの形で伝えておかないと、何か問題が起きたとき、殿様と家臣との意見が合わなくなつてきます。これが烈公の良い面であり、悪い面でもあつたわけです。上に立つものの在り方というのは非常に難しいものであると思います。

次におなじ『烈公行実』ですが

「其の天下の態勢を料はかり、夷狄いてきの大患たいかんを慮おもんばかり、幕府に建白論説する所の者、皆数十年の後に驗しるしあらざることなし。」

すなわち烈公が日本という国家の事を考え、そして外国の問題を憂慮し、幕府に建白したことが、その時点では幕府に否定され、無視されていましたが、みな数十年後には烈公の言つたことが現われている。それを理解出来なかつた幕閣にも問題があり、烈公という人物を使い得なかつた所に、幕府の人材不足が深刻であつたということが言えると思います。

そして慶喜公に対し烈公は次のような言葉を残しています。幕府に対しては敬意を払い、幕府のために働くのであるが、しかしいざという時は、

「我等はたとえ幕府に反そむくとも、朝廷に向かいて弓引くことあるべからず。」

これが烈公の本心でもあつたわけですね。そしてその精神は慶喜公に伝えられ、慶喜公は幕府のために將軍後見職となり、あるいは幕府に睨まれても、朝廷のために禁裏御守衛総督になつて、とにかく国のために働く、しかし最後には烈公の精神を貫き、大政奉還、王政復古へとつながって行くわけです。七男の慶喜公によつて烈公の精神は実を結んだといえるのではないのでしょうか。

義公も烈公も他の大名とは違う御三家という徳川家の親類であるといつた所に、ある意味では力があり、ある意味では拘束された面があつたと思います。義公・烈公二人とも、幕府のため国のために一生懸命働いたのは事実であると思います。しかしながら御三家というのは微妙な、難しい立場にありました。それが水戸を有名にすると同時に、幕末の悲劇を生んで行つたのではないのでしょうか。以上時間が長

くなつてしまいましたが、『義烈両公と幕府』というテーマでお話させていただきました。失礼しました。

（平成十二年十一月五日講座）

（茨城県立茨城東高校教諭）